

令和6年中泊町教育委員会1月定例会会議録

日時 令和6年1月26日（金）

午前10時00分

場所 中泊町役場2階 委員会室2

【議事日程】

開会

- 1 会議録署名委員の決定
- 2 会期の決定
- 3 議案第1号 令和5年度中泊町オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱の
制定について
- 4 議案第2号 中泊町教育委員会臨時的任用職員管理規程の廃止について
- 5 議案第3号 中泊町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正に
ついて
- 6 議案第4号 令和5年度中泊町スポーツ賞の受賞者決定について
- 7 議案第5号 令和5年度中泊町教育文化賞の受賞者決定について
- 8 報告第1号 令和5年度小中学校卒業証書授与式及び令和6年度小中学校入学式
について
- 9 その他

閉会

【出席委員】

教育長 鈴木 信也、委員 東山 綾子、委員 角田 龍二

【欠席委員】

教育長職務代理者 宮越 寛、委員 佐井川 智道

【説明のため出席した職員】

教育課長 田中 綾人、課長補佐 宮越 敏宜、課長補佐 白崎 春樹、
係長 田中 寿和、主査 青山 順哉

【署名委員】

委員 東山 綾子、委員 角田 龍二

(午前10時00分 開会)

○教育長 定刻となりました。それでは、ただいまの出席委員数は3名です。定足数に達していますので、これより令和6年中泊町教育委員会1月定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、5議案、1報告、その他となっております。

日程第1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第20条第3項の規定に基づき、角田 龍二 委員、東山 綾子 委員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

<議案第1号>

○教育長 日程第3、これより「議事」に入ります。

議案第1号「令和5年度中泊町オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱の制定について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第1号「令和5年度中泊町オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱の制定について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本要綱についてですが、GIGAスクール端末が1人に1台配備されている中で、家庭において端末を使った学習ができる通信環境を等しく整備することを目的に、令和3年度から毎年、通信環境が整備されていない保護者に対して通信機器の整備に係る費用の補助をしており、その令和5年度用の交付要綱になります。

内容は令和3年度、令和4年度のものとほぼ変更はなく、第5条の規定により、補助額は2万円を上限に機器購入費の2分の1を補助することとしています。

以上、本議案のご説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○角田委員 これはかなり普及したんですか。

○青山主査 令和4年度の時点では、ネットワークが整備されている家庭が全校児童生徒の

97%で、今年度も残り約 25 人程度の補助を行っていく予定です。

○角田委員 何で補助も出るのに 100%にならないのか。

○青山主査 補助の対象がネットワークの初期費用等で、それ以降毎月の通信料が各家庭の負担になり、携帯で大丈夫という家庭もあります。

○教育長 他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第 1 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第 2 号＞

○教育長 日程第 4、議案第 2 号「中泊町教育委員会臨時的任用職員管理規程の廃止について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 2 号「中泊町教育委員会臨時的任用職員管理規程の廃止について」 ご説明いたします。議案書をご覧ください。

令和 2 年度から会計年度任用職員制度と特別職非常勤公務員の任用の厳格化がスタートしておりますが、それらに伴い本規程を整理するための廃止になります。本規程名にもあります「臨時的任用職員」とは、新制度後は定数内職員が欠けた場合や育児休業等によって職員が欠けた場合に、いわゆるピンチヒッターとして任用する職員に限定されるものであり、フルタイム勤務の職員のみになります。そのほかは、パートタイム・フルタイム会計年度任用職員として整理されています。なお、町長部局が制定していた「中泊町臨時的任用職員管理規程」はすでに廃止されており、教育委員会が制定している本規程も町長部局の臨時的任用職員管理規程を準用していることから、廃止するものです。

廃止後にフルタイムである臨時的任用職員の任用の根拠となるものは「中泊町職員の臨時的任用に関する規則」となり、会計年度任用職員については、その職ごとに勤務条件等を「設置要綱」という形で整備しています。

以上、本議案のご説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

＜議案第3号＞

○教育長 日程第5、議案第3号「中泊町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第3号「中泊町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本規則は、学校開放の実施に当たり必要な事項を定めたものですが、そのなかで指導員や運営委員会を設置することとしている規定が時代に合わなくなり、他市町村の例を見ても置かない場合が見受けられることから、現状の運営状況に合わせ、指導員と運営委員会の規定を削る改正案をお諮りするものです。なお、それぞれの利用団体が学校や関連団体と連絡をとり、現状は利用の調整が図られている状況であることから、指導員と運営委員会がなくなった場合でも運営に問題はないと判断しています。

具体的には、第5条の「指導員」の規定、第6条の「運営委員会」の規定を削り、後続の条項をそれぞれ2条ずつ繰り上げる改正になり、そのほか運営委員会を廃止することに伴って第7条及び第8条第2項に規定されている「運営委員会の意見を聴く」旨の規定を削除するほか、表現の統一など文言調整を行っております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○角田委員 学校開放は今でもやっているんですよね。例えば役場なり教育委員会へいついつ使いたいと申請したら使えるんですよね。そこは変わらないですね。

○教育課長 それは全く変わりません。

○教育長 他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

<議案第4号～議案第5号>

○教育長 日程第6、議案第4号「令和5年度中泊町スポーツ賞受賞者決定について」、日程第7、議案第5号「令和5年度中泊町教育文化賞の受賞者決定について」ですが、関連がありますので日程第6及び第7を一括して議題とし、採決は議案ごとに行います。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第4号「令和5年度中泊町スポーツ賞の受賞者決定について」、議案第5号「令和5年度中泊町教育文化賞の受賞者決定について」関連がありますので一括してご説明いたします。議案書をご覧ください。

両賞の受賞者につきましては、中泊町スポーツ賞表彰規則、中泊町教育文化賞表彰規則の規定に基づき、推薦があったものについて、スポーツ賞は「スポーツ推進委員会」に、教育文化賞は「教育文化賞選考委員会」に意見照会及び諮問し、このたび回答や答申を受けたところです。その中で「受賞すべきもの」と決定された方々が議案書に名を連ねております。

1つ1つご説明はいたしません、昨年度から比較しますとスポーツ賞で3人減、教育文化賞で17人増となっております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

○角田委員 スポーツ奨励賞は、どのような規定があるのですか。

○田中係長 中泊町スポーツ賞表彰規則では、県大会で優勝、東北大会で入賞、全国大会へ出場したものとなっております。

中泊町教育文化賞表彰規則では、公的機関、又は県下に知られている権威ある団体が主催する県大会規模の教育文化的な大会、展覧会等において最高の賞を受けたもの、又は同県大会規模の催しを経て、東北大会、全国大会において入賞等の優秀な実績を収めたものとなっております。

○教育長 他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 議案第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

<報告第1号>

○教育長 つづきまして、日程第8、報告第1号「令和5年度小中学校卒業証書授与式及び令和6年度小中学校入学式について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第1号「令和5年度小中学校卒業証書授与式及び令和6年度小中学校入学式について」ご説明いたします。

まず日程ですが、中里中学校、小泊中学校は3月8日、それから3月19日に小泊小学校、3月20日に薄市小学校、3月22日に中里及び武田小学校ということで、教育長と町長が両方とも来賓の席に着く関係で、教育長が出るところ、町長が出るところそれぞれあるんですが、両方出られないところは私が出席することで埋めております。

各学校には、教育委員の皆さんを来賓として呼ぶよう学校には依頼しています。

入学式は、4月8日に全校で行いますが、教育委員会側の出席者は同日ということで委員の皆さまにはこのように割り振りしてみました。なお中学校の入学式は当日の午後ということになります。

以上、ご報告といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 この出席予定者ということは、教育委員会の代表として出ていただくことですよね。

○教育課長 卒業式に関しては各校の判断で地元の教育委員を来賓として呼んでくださいと話しておりますので、案内が来たら都合がつけばご出席いただければと思います。

入学式に関しては、教育委員会の代表としてご出席いただくことになります。

○教育長 例えば、佐井川委員が中里中学校に教育委員会の代表として、午後出席されるわけですが、武田小学校から案内が来た場合は、午前中の入学式ですので別に行ってもいいということですよ。

行かれた方は祝辞とか述べるんですか。

○教育課長 卒業式は、来賓として呼ばれても述べることはありません。

○宮越課長補佐 入学式に関しては、町長が代表して挨拶します。

○教育長 このときに祝辞を述べるのは町の代表として町長又は副町長が、二人不在の場合は教育長ということで、委員の皆様に参加はしていただきますが祝辞を述べることはないということですよ。

他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<その他>

○教育長 日程第9、その他として、何かありますか。

①「メタバース英語教育に係るフィリピン視察」について

・令和6年1月8日～1月13日にかけて、町長・教育長・教育課職員の3名でフィリピンの3校を視察した概要を説明

○宮越課長補佐 2月の定例会は2月20日（火）11:00を予定しています。

なお、同日10:00から総合教育会議を開催予定です。

○教育長 他によろしいですか。

(なしの声あり)

○教育長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和6年中泊町教育委員会1月定例会を閉会します。

(午前10時45分 閉会)

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和6年 月 日

教 育 長 鈴 木 信 也

署 名 委 員 東 山 綾 子

署 名 委 員 角 田 龍 二

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐 宮 越 敏 宜